

4. 推進体制

(障害のある人のための法律や制度をより良くするための仕組み)

中央障害者施策推進協議会と推進会議を合わせて、新しい審議会を内閣府につくります。その審議会の委員の半分以上は障害のある人としてします。

この新しい審議会は、障害者基本計画や障害のある人に関する制度や法律について調べたり、話し合います。また、法律や制度が障害のある人の役に立っているかどうかを、チェックするのも仕事です。審議会の質問や注意に役所は必ず返事をしなければなりません。

新しい審議会は、集中して改革するための期間が終わる、平成26年(2014年)終わりまでは、制度改革についても調べたり、話し合います。

新しい審議会は仕事をするために、他の役所や団体に協力を求めることができるようにします。手話や点字、指字、触手話、要約筆記、わかりやすいことばなどによって、必要な情報を知ることができるようにするなど、審議会の委員が仕事をしっかりとできるようにします。

都道府県市町村の審議会は、委員の半分以上は障害のある人とし、障害のある人に関係している都道府県市町村の制度や支援などが障害のある人の役に立っているかどうかをチェックすることも仕事として追加します。

「障害」の表記(「障害」をどのように書くか)

「障害」を、どのように書くかについて、いろいろな意見があります。法律では当分の間、「障害」と書き、集中して改革するための期間が終わる、平成26年(2014年)終わりまでにはどうするか決めます。